

目 次

はじめに

第1編 下水道使用料の徴収事務	1
第1章 下水道使用料の徴収根拠	1
第2章 使用料の徴収事務	3
1. 使用者の把握	6
(1) 使用者の把握事務	6
(2) 使用者の類別	6
(3) 使用者の把握	7
2. 汚水排出量の認定	18
(1) 汚水排出量の認定事務の意義	18
(2) 使用水量の認定	18
(3) 査定事務	19
(4) 使用水量の減量認定	29
(5) 使用水量の区分認定	35
3. 徴収依頼	36
(1) 徴収依頼の意義	36
(2) 徴収業務委託の方式と範囲	39
(3) 水道部門以外（民間企業等）への徴収委託	40
4. 調定	41
(1) 調定事務の意義	41
(2) 調定事務の留意事項	41
(3) 調定期間	41
(4) 調定の変更	41
5. 納入通知	42
(1) 納入通知の意義	42
(2) 納入通知の方法	42
(3) 通知書類の送達	44
(4) 使用料における消費税	47
6. 収納	48
(1) 収納の意義	48
(2) 収納方法	48
(3) 使用料の還付及び充当	49

7. 減免	51
第2編 受益者負担金(分担金)の徴収事務	54
第1章 受益者負担金(分担金)の徴収根拠	54
1. 受益者負担金制度の基本的な考え方	54
2. 法的根拠	54
3. 受益者負担金に関する提言	56
第2章 受益者負担金(分担金)の徴収事務	58
1. 受益者の特定	62
(1) 受益者の範囲	62
(2) 受益者の特定	62
(3) 負担区	62
2. 受益者負担金(分担金)の徴収	63
(1) 賦課地域把握	63
(2) 現地調査	63
(3) 賦課対象地番把握	63
(4) 排水区域公告	63
(5) 賦課対象区域公告	63
(6) 受益者申告書送付	64
(7) 受益者申告書受付	64
(8) 受益者、面積等確定	64
(9) 決定通知書等送付	64
(10) 徴収方法	65
(11) 一括納付における報奨金制度	65
(12) 減免	65
(13) 徴収猶予	67
(14) 受益者の変更	69
3. 受益者負担金訴訟	93
第3編 滞納整理事務	94
第1章 滞納整理事務の法的根拠	94
1. 使用料	94
2. 受益者負担金	95
3. 受益者分担金	96
第2章 滞納整理事務	98
1. 滞納整理事務に関する基本的事項	99

(1) 書類の送達	99
(2) 徴収権の消滅時効	100
(3) 期間の計算及び期限の特例	102
2. 納付・納入の告知	106
(1) 納付・納入の告知	106
(2) 納付・納入告知の性質とその効力	106
(3) 納付・納入の方法	106
(4) 取扱機関	106
3. 繰上徴収	107
(1) 繰上徴収	107
(2) 繰上徴収できる場合	108
(3) 繰上徴収の手続	108
(4) 繰上徴収の効果	108
(5) 繰上徴収と督促状	109
4. 督促及び催告	109
(1) 督促	109
(2) 催告	114
5. 納付交渉	114
(1) 応接目的と要領	114
(2) 面接の要領	114
(3) 不服申立てがあった場合の対応	115
6. 交付要求及び参加差押	115
(1) 交付要求及び参加差押の意義	115
(2) 交付要求の要件	115
(3) 交付要求の手続	116
第4編 徴収事務及び滞納整理事務に関するQ&A	121
第1章 使用料徴収事務に関するQ&A	121
第2章 受益者負担金(分担金)徴収事務に関するQ&A	123
第3章 滞納整理事務に関するQ&A	129
○根拠法令等一覧	137

【別添付録】

○参考法令.....143

○参考様式例.....144

【凡例】

・本文中参照ページについては【p〇〇】で表しました。